

2日獣発第239号
令和3年1月15日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

山形県及び三重県の豚熱ワクチン接種農場における豚熱の 患畜確認に伴う飼養衛生管理の再徹底等について

このことについて、令和2年12月29日付け2消安第4378号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

令和2年12月25日に山形県で、同月29日には三重県で豚熱ワクチン接種養豚場における豚熱の患畜が相次いで確認されました。豚熱ワクチンを接種していても全ての豚が免疫を獲得できるとは限らず、また、全ての子豚に適切な時期に豚熱ワクチンを接種することは困難を伴うことから、豚熱ワクチン接種農場においても免疫を獲得していない豚が存在します（別添参照）。

このたびの通知は、家畜防疫の基本である飼養衛生管理基準の遵守徹底を改めて喚起するとともに、飼養者に対し下記のとおり進捗・指導状況を農林水産省へ報告させ、今後の発生予防対策のための指導徹底と早期発見・早期通報に努めるよう周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、ワクチン接種業務は、獣医師法第17条の規定に基づく診療行為として獣医師の独占業務とされています。このため、

- ①豚熱ワクチンの予防接種等を効果的かつ円滑に実施する体制を構築することは、獣医師及び獣医師会の責務であること
- ②豚熱の予防的ワクチン接種については、確実かつ継続的な接種体制の整備を図るため、家畜防疫員以外の民間獣医師による接種が可能とされる予定であること
- ③獣医師による円滑な予防接種体制が構築されない場合には、養豚関係団体等において、ワクチン接種業務を診療行為の対象から除外すべきとの議論に発展するおそれがあること

等に鑑み、令和2年12月14日付け事務連絡により「豚熱ワクチン接種支援可能獣医

師リスト」を本日（令和3年1月15日）までに本会宛に提出するよう依頼したところ
です。

本会としては、各地方獣医師会から提出された獣医師リストを取りまとめた上で、
農林水産省当局と豚熱ワクチンの接種体制の構築について急ぎ調整を行うこととして
おり、各地方獣医師会においては都道府県の家畜衛生担当部局と同様の調整を行われ
るようお願いいたします。

つきましては、まだ上記の獣医師リストを提出されていない地方獣医師会におかれ
ては、早急に本会宛に提出されるよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 豚等の飼養施設において、野生いのししからの豚熱の侵入防止とアフリカ豚熱に
対する防疫を強化するために、飼養衛生管理基準の遵守徹底（車両・物や畜舎周囲
の消毒、長靴や衣服の交換・消毒による衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の
徹底、毎日の健康観察、野生動物の侵入防止等）を再度指導し、不備がある場合に
は早急に改善すること。
- 2 同じく野生動物対策については、今般の豚熱続発を踏まえ、緊急的に対策を強化
する必要があることから、養豚農場にて毎月実施している野生動物の侵入防止対策
に係る対応状況報告の令和2年1月分以降について、これまでの進捗状況に加え、
指導状況についても別添様式に記入の上、1月分については1月15日（金）までに
農林水産省に報告すること。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 蓑島・駒田

TEL 03-3475-1601